

変更前	変更後	変更理由										
<p>(運転員の確保) 第12条 運用部長は、安全確保設備等の運用<sup>※1</sup>にあたり原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等の運用にあたり、必要な知識を有する者を確保する。なお、安全確保設備等の運用に必要な知識を有する者とは、各プログラム部長及び各GMが安全確保設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. 運用部長は、安全確保設備等の運用<sup>※1</sup>にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、それぞれ1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表12</p> <table border="1" data-bbox="151 793 786 957"> <tr> <td></td> <td>1～4号当直 <u>水処理当直</u></td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td><u>6名以上</u></td> </tr> </table> <p>4. 運用部長は、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>※1：当直長以外の各プログラム部長及び各GMが運用する業務を除く。なお、当直長は、当直長以外の各プログラム部長及び各GMが業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、当直長以外の各プログラム部長及び各GMに連絡を行う。</p>		1～4号当直 <u>水処理当直</u>	1班あたりの人数	<u>6名以上</u>	<p>(運転員の確保) 第12条 運用部長は、安全確保設備等の運用<sup>※1</sup>にあたり原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等の運用にあたり、必要な知識を有する者を確保する。なお、安全確保設備等の運用に必要な知識を有する者とは、各プログラム部長及び各GMが安全確保設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. 運用部長は、安全確保設備等の運用<sup>※1</sup>にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、それぞれ1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表12</p> <table border="1" data-bbox="1374 793 2398 957"> <tr> <td></td> <td>1～4号当直</td> <td><u>水処理当直</u></td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td><u>4名以上</u></td> <td><u>6名以上</u></td> </tr> </table> <p>4. 運用部長は、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>※1：当直長以外の各プログラム部長及び各GMが運用する業務を除く。なお、当直長は、当直長以外の各プログラム部長及び各GMが業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、当直長以外の各プログラム部長及び各GMに連絡を行う。</p>		1～4号当直	<u>水処理当直</u>	1班あたりの人数	<u>4名以上</u>	<u>6名以上</u>	<p>当直体制見直しに伴う変更</p>
	1～4号当直 <u>水処理当直</u>											
1班あたりの人数	<u>6名以上</u>											
	1～4号当直	<u>水処理当直</u>										
1班あたりの人数	<u>4名以上</u>	<u>6名以上</u>										

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和2年8月13日から施行する。</u></p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から60日以内に施行する。</u></p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表(第Ⅲ章 第3編)

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>1.2 火災への対応</p> <p>1.2.3.2 初期消火要員体制・消火訓練</p> <p>○ 発電所構内の消火活動を速やかに対応するために、初期消火要員として、<u>重要免震棟</u>を中心に常時10名以上を駐在させる。1～4号機および屋外の火災については、<u>重要免震棟</u>に常駐する<u>初期消火要員(当直員)</u>3名が先行して消火活動を行い、追って残りの初期消火要員が加勢し消火活動を行う。5,6号機内の火災については、<u>中央操作室</u>に常駐する<u>初期消火要員(当直員)</u>3名が先行して消火活動を行い、同様の消火活動を行う。</p> <p>(以下,省略)</p>	<p>1.2 火災への対応</p> <p>1.2.3.2 初期消火要員体制・消火訓練</p> <p>○ 発電所構内の消火活動を速やかに対応するために、初期消火要員として、<u>免震重要棟</u>を中心に常時10名以上を駐在させる。1～4号機および屋外の火災については、<u>免震重要棟</u>に常駐する<u>初期消火要員</u>3名が先行して消火活動を行い、追って残りの初期消火要員が加勢し消火活動を行う。5,6号機内の火災については、<u>中央制御室及びサービス建屋</u>に常駐する<u>初期消火要員</u>3名が先行して消火活動を行い、同様の消火活動を行う。</p> <p>(以下,省略)</p>	<p>初期消火要員配置見直しに伴う変更 記載の適正化</p>